

改正規則等一覧(案)
(エクイティ市場委員会関係)

平成19年8月17日
日本証券業協会

(公正慣習規則)

- | | |
|--|-------|
| 1. 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号) | (別紙1) |
| 2. 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号) 関係 | (別紙2) |
| 3. 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号) 関係 | (別紙3) |
| 4. 「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号) 関係 | (別紙4) |

(理事会決議)

- | | |
|---|--------|
| 1. 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて | (別紙5) |
| 2. 株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分について | (別紙6) |
| 3. 株券等の貸借取引の取扱いについて | (別紙7) |
| 4. 会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について | (別紙8) |
| 5. 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて | (別紙9) |
| 6. 協会員における注文管理体制の整備について | (別紙10) |
| 7. 協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて | (別紙11) |
| 8. 会員におけるMSCB等の取扱いについて | (別紙12) |

(統一慣習規則)

- | | |
|---|--------|
| 1. 「店頭売買自己証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号) | (別紙13) |
| 2. 「株券の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号) | (別紙14) |

以上

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について(案)

平成19年8月17日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
店頭有価証券に関する規則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。 2 (現行どおり) 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。 4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)をいう。 イ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。) ロ (現行どおり) 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄に関する規則」(以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。 (店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 協会員が適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店	「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。 2 (省 略) 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。 4 店頭取扱有価証券 店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「株券等」という。)をいう。 イ 証券取引法(以下「証取法」という。)第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。) ロ (省 略) 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券のうち、「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号。以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。 (店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 協会員が適格機関投資家(証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店

改 正 案	現 行
頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 投資勧誘が<u>金商法第2条第3項第2号イ</u>に掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 <u>金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第1条の4に定める要件に合致すること。</u> 2 <u>取得勧誘の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第1条の4に定める条件に合致することにより、金商法施行令第1条の5の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該取得勧誘が金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> <u>金商法施行令第1条の4に定める要件に合致すること。</u> 3 前2号に掲げる者以外の適格機関投資家 当該店頭有価証券の<u>取引所金融商品市場</u>への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 イ （ 現行どおり ） ロ （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ）	頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 投資勧誘が<u>証取法第2条第3項第2号イ</u>に掲げる場合に該当するものである場合（発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘を行う場合を含む。）の当該投資勧誘の相手方である適格機関投資家 <u>証券取引法施行令第1条の5に定める要件に合致すること。</u> 2 <u>証券取引法施行令第1条の4第2項の規定により同条第1項の人数の計算から投資勧誘の相手方である適格機関投資家を除くことにより当該投資勧誘が証取法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家</u> <u>証券取引法施行令第1条の4第2項に定める要件に合致すること。</u> 3 前2号に掲げる者以外の者 当該店頭有価証券の<u>証券取引所</u>への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 イ （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ）
（会社内容説明書の要件） 第5条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 店頭有価証券が株券等（上場有価証券の発行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>に上場されていないものを除く。）である場合は、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社	（会社内容説明書の要件） 第5条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 店頭有価証券が株券等（上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていないものを除く。）である場合は、<u>「企業内容等の開示に関する内閣府令」</u>に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が

改 正 案	現 行
が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ (現行どおり) ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(1)又は(2)のいずれかが記載されていること (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。 イ } (現行どおり) ~ } ハ } 二 当該発行会社に関する情報はE D I N E T (金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。) を参照すべき旨 ホ (現行どおり) 3 財務諸表又は連結財務諸表が金商法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「会社計算規則」に準拠して記載されていること。 4 財務諸表又は連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。	第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ (省 略) ロ 発行会社が設立後2事業年度以上である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかが記載されていること (イ) (省 略) (ロ) (省 略) 2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。 イ } (省 略) ~ } ハ } 二 当該発行会社に関する情報はE D I N E T (証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。) を参照すべき旨 ホ (省 略) 3 財務諸表又は連結財務諸表が証取法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法又は「会社計算規則」に準拠して記載されていること。 4 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。
(店頭取扱有価証券の投資勧誘)	(店頭取扱有価証券の投資勧誘)
第 6 条 (現行どおり) 2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり)	第 6 条 (省 略) 2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の証券取引所への上場又はその取得の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。 1 (省 略) 2 (省 略)

改 正 案	現 行
3 (現行どおり) 4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、<u>金融商品仲介業務</u>として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。 (譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第7条 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。) の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 協会員は、<u>金商法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。) の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。	3 (省 略) 4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、<u>証券仲介業務</u>として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該<u>証券仲介業務</u>の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。 (譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第7条 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。) の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第5条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。) の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。

改 正 案	現 行
4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（<u>特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。</u>以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。 5 （ 現行どおり ） 6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該会員が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。	4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（<u>「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。</u>以下この項及び次項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。 5 （ 省 略 ） 6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（<u>特定投資家</u>及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。	（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（<u>適格機関投資家</u>及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする。

改 正 案	現 行
3 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りでない。	3 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。
4 (現行どおり)	4 (省 略)
(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)	(相場操縦等の禁止)
第 11 条 会員は、<u>仮装売買、馴れ合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</u>	第 11 条 会員は、<u>仮装売買、相場操縦等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</u>
(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)	(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)
第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を<u>受けてはならない。</u>	第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を<u>受けないものとする。</u>
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(会員間の売買の制限)	(会員間の売買の制限)
第 15 条 会員は、<u>第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</u>	第 15 条 会員は、店頭有価証券については、<u>会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</u>
(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等)	(店頭有価証券の売買報告)
第 16 条 会員は、<u>上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。</u>	第 16 条 会員は、<u>店頭有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。</u>
2 <u>本協会は、前項の規定により会員から報告を受けた内容について定期的に公表する。</u>	(新 設)
3 (現行どおり) (削 除)	2 (省 略)
(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)	3 <u>本協会は、第 1 項の規定により会員から報告を受けた内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。</u>
(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)	(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)
第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報 (以下「価格等情報」という。) を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部	第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報 (以下「価格等情報」という。) を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部

改 正 案	現 行
店名（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。 （電磁的方法による交付等） 第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>（以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 19 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。	店名（当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。 （電磁的方法による交付等） 第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」</u>（<u>理事会決議</u>）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」</u>（<u>理事会決議</u>）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （証券仲介業者に対する指導及び監督） 第 19 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について(案)

平成19年8月17日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
グリーンシート銘柄に関する規則 (目的) 第1条 この規則は、<u>金融商品取引法</u>(以下「<u>金商法</u>」という。)第67条の18第4号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「グリーンシート銘柄」と呼称することとするとともに、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(以下「<u>店頭有価証券規則</u>」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、<u>金商法</u>第2条第1項第8号に規定する優先出資証券及び同項第11号に規定する投資証券に係るものについては第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、<u>本条</u>第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「<u>取扱会員等</u>」という。)並びに当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6 取扱会員 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券(以下「<u>店頭取扱有価証券等</u>」という。)をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有	「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号) (目的) 第1条 この規則は、<u>証券取引法</u>(以下「<u>証取法</u>」という。)第40条第1項第1号に規定する取扱有価証券に関して規定し、これを「グリーンシート銘柄」と呼称することとするとともに、グリーンシート銘柄の店頭取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 店頭有価証券 「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第1号</u>。以下「<u>店頭有価証券規則</u>」という。)第2条第1号に規定する店頭有価証券をいう。 2 (省 略) 3 (省 略) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、<u>証取法</u>第2条第1項第5号の3に規定する優先出資証券及び同項第7号の2に規定する投資証券に係るものについては<u>この規則</u>第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、<u>この条</u>第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「<u>取扱会員等</u>」という。)並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6 取扱会員 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券(以下「<u>店頭取扱有価証券等</u>」という。)をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有

改 正 案	現 行
価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 7 準取扱会員 当該会員が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 (グリーンシート銘柄の区分) 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 <u>エマージング</u> 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分 2 <u>オーディナリー</u> 取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分 3 <u>投信・SPC</u> 投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分 4 <u>フェニックス</u> <u>金融商品取引所により上場廃止とされた株券等</u>のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分 (代表取扱会員) 第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によって、取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができる。 2 (現行どおり)	価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 7 準取扱会員 当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。 (グリーンシート銘柄の区分) 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 <u>エマージング</u>（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分） 2 <u>オーディナリー</u>（取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分） 3 <u>投信・SPC</u>（投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分） 4 <u>フェニックス</u>（<u>上場廃止となった銘柄のうち</u>、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分） (代表取扱会員) 第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員（第9条の届出を行って取扱会員となろうとする会員を含む。）は、その総意によって、取扱会員を代表する会員（以下「代表取扱会員」という。）を定めることができる<u>こととする</u>。 2 (省 略)

改 正 案	現 行
3 (現行どおり) (指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人 (当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律 (以下「投信法」という。) 第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 35 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること (当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 2 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること。 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 当該銘柄の発行会社の開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を適当と認めたこと (以下「開示体制の不備等」とする。) により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。 2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。 4 投信・SPC に区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。 1 金商法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者 (当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告	3 (省 略) (指摘条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人 (当該有価証券が投資証券である場合は「投資信託及び投資法人に関する法律」第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 35 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること (当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 2 本協会が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券が本協会の定める様式に適合するものとなっていること 3 (省 略) 2 (省 略) 3 フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 当該銘柄の発行会社の開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため取引所が上場廃止を適当と認めたこと (以下「開示体制の不備等」とする。) により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。 2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより上場廃止となった場合において、当該手続き等が完了していること。 4 投信・SPC に区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。 1 証取法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者 (当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告

改 正 案	現 行
書が添付されているものに限る。以下同じ。) 2 (現行どおり) 5 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 <u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</u>に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該有価証券の発行者が前項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ 当該発行者の第1期の事業年度中である場合 <u>財務諸表の記載を要しない。</u> ロ 当該発行者の第2期の事業年度中である場合 <u>第1期の事業年度の財務諸表が記載されていること。</u> ハ 当該発行者の第3期以降の事業年度中である場合 <u>直前2事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</u> 2 財務諸表又は連結財務諸表が<u>金商法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、特定目的会社の計算に関する規則</u>(当該有価証券が優先出資証券である場合に限る。)又は<u>投資法人の計算に関する規則</u>(当該有価証券が投資証券である場合に限る。)に準拠して記載されていること。 3 公認会計士又は監査法人により、<u>金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは投信法に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</u> (審査) 第7条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がエマージング、オーディナリー又	書が添付されているものに限る。以下同じ。) 2 (省 略) 5 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1 「<u>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</u>」に定める有価証券報告書の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表については、当該有価証券の発行者が前項第1号の規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。 イ 当該発行者の第1期の事業年度中である場合 <u>財務諸表の記載を要しない</u> ロ 当該発行者の第2期の事業年度中である場合 <u>第1期の事業年度の財務諸表が記載されていること</u> ハ 当該発行者の第3期以降の事業年度中である場合 <u>直前2事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</u> 2 財務諸表又は連結財務諸表が<u>証取法第193条に規定する内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法、「特定目的会社の計算に関する規則」</u>(当該有価証券が優先出資証券である場合に限る。)又は「<u>投資法人の計算に関する規則</u>」(当該有価証券が投資証券である場合に限る。)に準拠して記載されていること。 3 公認会計士又は監査法人により、<u>証取法に準ずる監査が行われ、又は「資産の流動化に関する法律」若しくは「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。</u> (審査) 第7条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がエマージング、オーディナリー又

改 正 案	現 行
は投信・ＳＰＣに区分するグリーンシート銘柄として第９条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・ＳＰＣに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第４号及び第５号を、投信・ＳＰＣに区分する場合は第３号から第５号を、それぞれ除く。 １ （ 現行どおり ） ２ （ 現行どおり ） ３ 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと。 ４ 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること。 ５ 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。 ６ （ 現行どおり ） ２ } ～ } （ 現行どおり ） ４ }	は投信・ＳＰＣに区分するグリーンシート銘柄として第９条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・ＳＰＣに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第４号及び第５号を、投信・ＳＰＣに区分する場合は第３号から第５号を、それぞれ除く。 １ （ 省 略 ） ２ （ 省 略 ） ３ 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと ４ 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること ５ 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること ６ （ 省 略 ） ２ } ～ } （ 省 略 ） ４ }
（同意書等の徴求） 第 ８ 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の<u>適時適切</u>な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 ２ （ 現行どおり ）	（同意書等の徴求） 第 ８ 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。）は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の<u>適時・適切</u>な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 ２ （ 省 略 ）
（届出及び指定） 第 ９ 条 （ 現行どおり ） ２ 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第４条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとと	（届出及び指定） 第 ９ 条 （ 省 略 ） ２ 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第４条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示する<u>もの</u>

改 正 案	現 行
もに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週１回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。	とするとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表（毎営業日に更新及び報告する）又は週次公表（週１回以上更新及び報告する）のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。
3 （ 現行どおり ）	3 （ 省 略 ）
4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第７条第１項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第２項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する。	4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第７条第１項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第２項の規定により明示された区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄区分に区分するグリーンシート銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する<u>こととする</u>。
5 （ 現行どおり ）	5 （ 省 略 ）
（新たな取扱会員の届出）	（新たな取扱会員の届出）
第 10 条 （ 現行どおり ）	第 10 条 （ 省 略 ）
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）
3 本協会は、第１項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する。	3 本協会は、第１項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する<u>こととする</u>。
（準取扱会員）	（準取扱会員）
第 11 条 （ 現行どおり ）	第 11 条 （ 省 略 ）
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）
3 本協会は、第１項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する。	3 本協会は、第１項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する<u>こととする</u>。
（銘柄区分の変更）	（銘柄区分の変更）
第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の 10 営業日前（エマージングに変更しようとする場合は、15 営業日前）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行う	第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変更を希望する日の 10 営業日前（エマージングに変更しようとする場合は、15 営業日前）までに、すべての取扱会員の連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行

改 正 案	現 行
こととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。	なければならない。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(エマージング区分についての確認)	(エマージング区分についての確認)
第 13 条 } ~ (現行どおり) 6 }	第 13 条 } ~ (省 略) 6 }
7 本協会は、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して 10 営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定する。	7 本協会は、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して 10 営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定することとする。
(会社内容説明書等の提出及び縦覧)	(会社内容説明書等の提出及び縦覧)
第 15 条 (現行どおり)	第 15 条 (省 略)
2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づき半期報告書を提出した場合は、当該半期報告書の写しを、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。	2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書を作成した場合は、当該半期報告書を、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。
3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が金商法第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき臨時報告書を提出した場合は、当該臨時報告書の写しを、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。	3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が証取法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書を作成した場合は、当該臨時報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。	4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等をグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部店(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。以下「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。
5 本協会は、第 9 条第 3 項又は本条第 1 項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から 5 年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供する。	5 本協会は、第 9 条第 3 項又はこの条第 1 項の規定により提出された会社内容説明書等を、その受理の日から 5 年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供するものとする。
(会社情報の本協会への報告)	(会社情報の本協会への報告)
第 16 条 (現行どおり)	第 16 条 (省 略)
2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の金融商品取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。	2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の証券取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。
3 (現行どおり)	3 (省 略)

改 正 案	現 行
4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本協会への提出をもって同項に規定するＴＤｎｅｔによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の<u>金融商品取引所</u>（ＴＤｎｅｔが設置されている<u>金融商品取引所</u>に限る。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を<u>当該金融商品取引所</u>に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。 5 } ~ } (現行どおり) 7 } 8 本協会は、第１項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供する。	4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の本協会への提出をもって同項に規定するＴＤｎｅｔによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の<u>証券取引所</u>（ＴＤｎｅｔが設置されている<u>証券取引所</u>に限る。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を<u>当該証券取引所</u>に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。 5 } ~ } (省 略) 7 } 8 本協会は、第１項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。
(本協会による照会等及びこれに対する対応) 第 17 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する。 4 (現行どおり)	(本協会による照会等及びこれに対する対応) 第 17 条 (省 略) 2 (省 略) 3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。 4 (省 略)
(報告内容の変更又は訂正) 第 18 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本協会は、第１項の報告の内容（前条第２項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第３項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。）を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供する。	(報告内容の変更又は訂正) 第 18 条 (省 略) 2 (省 略) 3 本協会は、第１項の報告の内容（前条第２項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第３項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。）を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供する<u>ものとする</u>。
(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客（特定投資家（<u>金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特</u>	(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客（「<u>証券会社に関する内閣府令</u>」第 28 条第 1 項各号及び「<u>金融機関の証券業務に関する内閣府令</u>」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員に

改 正 案	現 行
定投資家とみなされる者を含む。)をいう。 以下同じ。)を除く。以下この条及び第 22 条 において同じ。)に対し、グリーンシート銘 柄の性格、取引の仕組み、当該協会員にお けるグリーンシート銘柄の取引方法、グリー ンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリー ンシート銘柄への投資に当たってのリスク等 について分かりやすく記載した説明書を交付 し、これらについて十分に説明しなければな らない。 2 協会員は、顧客の判断と責任においてグリー ンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得る ため、前項の規定により説明書を交付した顧 客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の 取引に関する確認書を徴求しなければなら ない。	おけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリー ンシート銘柄に関する情報の周知方法、グリー ンシート銘柄への投資に当たってのリス ク等について分かりやすく記載した説明書を 交付し、これらについて十分に説明しなけれ ばならない。 2 協会員は、顧客の判断と責任においてグリー ンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得る ため、前項の規定により説明書を交付した顧 客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の 取引に関する確認書を徴求するものとする。
(投資勧誘) 第 20 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金 融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グ リーンシート銘柄の投資勧誘(次条の規定に よる場合を除く。)を行うに際しては、顧客 (適格機関投資家を除く。)に対し、直近の 会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説 明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降 に前節の規定により報告した内容(当該直近 の会社内容説明書等に記載されているものは 除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及 びその発行会社の内容を十分説明しなければ ならない。	(投資勧誘) 第 20 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証 券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリー ンシート銘柄の投資勧誘(次条の規定による 場合を除く。)を行うに際しては、顧客(適 格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社 内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書 等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前 節の規定により報告した内容(当該直近の会 社内容説明書等に記載されているものは除 く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及び その発行会社の内容を十分説明しなければな らない。
(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金 融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金 商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により 目論見書の作成及び交付をしなければならない グリーンシート銘柄の募集若しくは売出し の取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客 に対し、法令の定めに従って当該目論見書を 交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の 内容を十分説明しなければならない。 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品 仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見 書の作成及び交付を要しないグリーンシート 銘柄の募集、売出し(売出しに相当するもの を含む。以下この項において同じ。)又は私 募(以下「募集等」という。)の取扱い又は 売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行うに際しては、顧客に対し、有価 証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載	(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証 券仲介業務の委託を行う特別会員は、証券法 第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論 見書の作成及び交付をしなければならないグ リーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取 扱い又は売出しを行うに際しては、顧客対 し、法令の定めに従って当該目論見書を交 付した上で、当該銘柄及びその発行会社の 内容を十分説明しなければならない。 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲 介業務の委託を行う特別会員は、証券法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見 書の作成及び交付を要しないグリーンシート 銘柄の募集、売出し(売出しに相当するもの を含む。以下この項において同じ。)又は私 募(以下「募集等」という。)の取扱い又は 売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)を行うに際しては、顧客に対し、有価証券 報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に

改 正 案	現 行
内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。	加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」又は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りではない。
（グリーンシート銘柄であること等の明示） 第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。	（グリーンシート銘柄であること等の明示） 第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。
（顧客からの確認事項等） 第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認しなければならない。 1 } (現行どおり) ~ } 4 } 2 (現行どおり)	（顧客からの確認事項等） 第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。 1 } (省 略) ~ } 4 } 2 (省 略)
（不正な手段を用いた店頭取引の禁止） 第 27 条 会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。	（相場操縦等の禁止） 第 27 条 会員は、仮装売買、相場操縦等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。
（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 30 条 協会員は、グリーンシート銘柄については成行注文を受けてはならない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	（成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 30 条 協会員は、グリーンシート銘柄については成行注文を受けないものとする。 2 (省 略) 3 (省 略)
（不正取引行為の禁止等） 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が金商法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。	（不正取引行為の禁止等） 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が証取法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。

改 正 案	現 行
2 取扱会員等は、前項の確認のために必要な社内規則及び売買管理体制を整備しなければならない。 （売買審査） 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄の売買について審査を行うものとする。 1 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引 2 グリーンシート銘柄の発行者に係る金商法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄に係る金商法第 167 条第 3 項に規定する公開買付け等事実（以下「重要事実等」という。）が公表された銘柄の売買等 3 その他本協会が審査の必要があると認めたグリーンシート銘柄の売買 2 前項各号に掲げるグリーンシート銘柄の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行うものとする。 1 値段及び取引高の変動の状況 2 協会員による売付け又は買付けの状況 3 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況 4 重要事実等の内容及びその公表に関する事項	2 取扱会員等は、前項の確認のために必要な社内規則及び売買管理体制を整備しなければならない。 （ 新 設 ） （ 新 設 ）
3 } ~ } (現 行 ど お り) 5 } （売買の停止） 第 34 条 (現 行 ど お り) （気配の提示、報告及び公表等） 第 35 条 (現 行 ど お り) 2 (現 行 ど お り) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 4 (現 行 ど お り) 5 会員（取扱会員等を除く。第 7 項において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシー	3 } ~ } (省 略) 5 } （売買の停止） 第 33 条 (省 略) （気配の提示、報告及び公表等） 第 34 条 (省 略) 2 (省 略) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 4 (省 略) 5 会員（取扱会員等を除く。第 7 項において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシー

改 正 案	現 行
ト銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引の内容について、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 8 本協会は、第 3 項及び第 5 項から前項までの規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について公表する。	ト銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄の店頭取引の内容について、第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行った場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 8 本協会は、第 3 項及び第 5 項から前項までの規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について、<u>公表するものとする。</u>
（取扱会員としての指定の取消し） 第 36 条 （ 現行どおり ） 2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後 6 か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合は<u>この限りでない。</u> 3 第 1 項の届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日（応当する日がない場合には、その月の末日）の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合は<u>この限りでない。</u> 4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第 34 条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。 5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれか	（取扱会員としての指定の取消し） 第 35 条 （ 省 略 ） 2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日又は受渡日以後 6 か月を経過する日までの間は、前項の届出を行うことができない。ただし、本協会が特に認めた場合は<u>この限りではない。</u> 3 第 1 項の届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日（応当する日がない場合には、その月の末日）の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合は<u>この限りではない。</u> 4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第 33 条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。 5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれか

改 正 案	現 行
に該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 <u>取引所金融商品市場</u>への上場 グリーンシート銘柄が<u>取引所金融商品市場</u>に上場されることとなった場合 2 } ~ } (現行どおり) 4 } 5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 虚偽記載（有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、<u>金商法</u>第 10 条（<u>金商法</u>第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 10 に係る訂正命令をいう。）若しくは課徴金納付命令（<u>金商法</u>第 172 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に係る命令をいう。）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により<u>金商法</u>第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。）又は不適正意見等 次のイ又はロに該当する場合 イ (現行どおり) ロ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されてい	に該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 <u>証券取引所</u>への上場 グリーンシート銘柄が<u>証券取引所</u>に上場されることとなった場合 2 } ~ } (省 略) 4 } 5 会社内容説明書等の提出遅延 グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を証取法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合 6 虚偽記載（有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、<u>証取法</u>第 10 条（<u>証取法</u>第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 10 に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（<u>証取法</u>第 172 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により<u>証取法</u>第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。）又は不適正意見等 次の a 又は b に該当する場合 a (省 略) b 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されてい

改 正 案	現 行
ないこと。 7 } ~ } (現行どおり) 12 } 6 (現行どおり) 7 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表する。 8 (現行どおり) (グリーンシート銘柄としての指定の取消し) 第 37 条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第 38 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (顧客への配分) 第 39 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券などの募集などの引受け等に関わる顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 40 条 協会員は、第 19 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)	ないこと 7 } ~ } (省 略) 12 } 6 (省 略) 7 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表する<u>こととする</u>。 8 (省 略) (グリーンシート銘柄としての指定の取消し) 第 36 条 本協会は、取扱会員が皆無となったグリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す<u>こととする</u>。 2 (省 略) 3 (省 略) (適格機関投資家限定勧誘の特例) 第 37 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。 2 (省 略) 3 (省 略) (顧客への配分) 第 38 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(<u>理事会決議</u>)に基づき適正に行わなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 39 条 協会員は、第 19 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」(<u>理事会決議</u>)に定めるところにより、当該書面に

改 正 案	現 行
に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、<u>第 34 条第 2 項、第 35 条第 4 項並びに第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> （グリーンシート制度負担金） 第 42 条 （ 現行どおり ） （別表） 第 13 条第 1 項の規定による判定の基準 （ 現行どおり ） ・ <u>金融商品取引法上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合</u> 当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、事業の成長性が認められないと判断したときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。	記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （証券仲介業者に対する指導及び監督） 第 40 条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、<u>第 33 条第 2 項、第 34 条第 4 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> （グリーンシート制度負担金） 第 41 条 （ 省 略 ） （別表） 第 13 条第 1 項の規定による判定の基準 （ 省 略 ） ・ <u>証券取引法上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合</u> 当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、事業の成長性が認められないと判断したときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部
改正について（案）

平成 19 年 8 月 13 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（目的等） 第 1 条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」（以下「規則」という。）第16条の施行に関し、必要な事項を定める。 2 （ 現 行 ど お り ） 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	（目的等） 第 1 条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」（<u>公正慣習規則第2号</u>。以下「規則」という。）第16条の施行に関し、必要な事項を定める。 2 （ 省 略 ）

改 正 案	現 行								
別表 ・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。	別表 ・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 507 781 544">報告事象欄</th><th data-bbox="781 507 1095 544">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 544 781 1377"> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (現行どおり) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等 </td><td data-bbox="781 544 1095 1377"></td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (現行どおり) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 507 1731 544">報告事象欄</th><th data-bbox="1731 507 2042 544">軽微基準欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 544 1731 1377"> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (省 略) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は優先出資法第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（証取法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等 </td><td data-bbox="1731 544 2042 1377"></td></tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (省 略) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は優先出資法第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（証取法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等	
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (現行どおり) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等									
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } (省 略) ~ } (4) } (5) 会社法第156条第1項（第163条の規定及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は優先出資法第27条の規定による自己株式の取得 (6) } ~ } (16) } (17) 子会社（証取法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 (18) 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得 (19) } ~ } (22) } (23) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等									

改 正 案	現 行
の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。） (24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>金融商品取引法施行令</u>（以下「<u>施行令</u>」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示 (25) } ~ } (現行どおり) (34) } (35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（<u>金商法</u>第 193 条の 2 第 1 項の監査証明を含む。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動 (36) } ~ } (現行どおり) (38) } 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) (現行どおり) (2) 主要株主（<u>金商法</u>第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動 (3) 特定有価証券（<u>金商法</u>第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。）の指定の取消しの原因となる事実 (4) } ~ } (現行どおり)	の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。） (24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る<u>証券取引法施行令</u>（昭和40年政令第321号。以下「<u>施行令</u>」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示 (25) } ~ } (省 略) (34) } (35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（<u>証取法</u>第 193 条の 2 第 1 項の監査証明を含む。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動 (36) } ~ } (省 略) (38) } 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) (省 略) (2) 主要株主（<u>証取法</u>第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有議決権数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。）の異動 (3) 特定有価証券（<u>証取法</u>第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。）の指定の取消しの原因となる事実 (4) } ~ } (省 略)

改 正 案	現 行
(6) (7) 親会社（<u>金商法</u>第 166 条第 5 項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動 (8) } ~ } (現行どおり) (16) } (17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。） (18) (現行どおり) (19) (現行どおり) (削 る) <u>(20)</u> (現行どおり) <u>(21)</u> (現行どおり) <u>(22)</u> 監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、<u>金商法</u>第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して 8 日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。 <u>(23)</u> (現行どおり) <u>(24)</u> (現行どおり) <u>(25)</u> (1) から <u>(24)</u> までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリ	(6) (7) 親会社（<u>証取法</u>第 166 条第 5 項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下この規則において同じ。）の異動 (8) } ~ } (省 略) (16) } (17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の<u>証券取引所</u>に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の<u>証券取引所</u>における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の<u>証券取引所</u>における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。） (18) (省 略) (19) (省 略) <u>(20)</u> 削除 <u>(21)</u> (省 略) <u>(22)</u> (省 略) <u>(23)</u> 監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、<u>証取法</u>第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して 8 日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。 <u>(24)</u> (省 略) <u>(25)</u> (省 略) <u>(26)</u> (1) から <u>(25)</u> までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリ

改 正 案	現 行
ーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(25)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市場に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準（同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。） (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) 4 } (現行どおり) ~ } 6 } 7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } ~ } (14) } (15) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。） (16) } ~ } (19) }	ーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(20)から(23)までに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準（同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。） (2) (省 略) (3) (省 略) 4 } (省 略) ~ } 6 } 7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） (1) } ~ } (14) } (15) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。） (16) } ~ } (19) }

改 正 案		現 行	
8 ~ } (現行どおり) 10 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議 又は決定を行った場合 (1) } ~ } (現行どおり) (4) } (5) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募 集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資を いう。）の引受人（ <u>金商法</u> 第2条第6項で規定す る引受人をいう。）から、株主に対して行う当該 募集株式の優先的申込資格の付与 (6) } ~ } (現行どおり) (12) }		8 ~ } (省 略) 10 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議 又は決定を行った場合 (1) } ~ } (省 略) (4) } (5) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募 集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資を いう。）の引受人（ <u>証取法</u> 第2条第6項で規定す る引受人をいう。）から、株主に対して行う当該 募集株式の優先的申込資格の付与 (6) } ~ } (省 略) (12) }	
. 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 (現行どおり)		. 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 (省 略)	

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の改正について(案)

平成19年8月17日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<u>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、協会員(特別会員にあっては、<u>金融商品仲介業務</u>を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、出資証券(優先出資証券を含む。)転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)交換社債券、新株予約権付社債券(新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。)新株予約権証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)投資証券、外国投資証券及び外国株預託証券(<u>金融商品取引法</u>(以下「金商法」という。)第2条第1項第20号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)をいう。 2 取引所外売買 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買(<u>金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場での売買を除く。</u>)をいう。	<u>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)</u> (目的) 第1条 この規則は、協会員(特別会員にあっては、<u>証券仲介業務</u>を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 本邦内の証券取引所に上場されている株券、出資証券(優先出資証券を含む。)転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)交換社債券、新株予約権付社債券(新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。)新株予約権証券、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。)投資証券、外国投資証券及び外国株預託証券(<u>証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。</u>)をいう。 2 取引所外売買 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買をいう。

改 正 案	現 行
3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。 4 <u>報告公表システム</u> <u>本協会が管理運営する取引所外売買に関する価格情報等報告公表システムをいう。</u> 5 <u>認可会員</u> <u>上場株券等の私設取引システム運営業務の認可を受けた会員をいう。</u> 6 <u>認可業務</u> <u>私設取引システム運営業務の認可を受けた会員の行う当該私設取引システム運営業務をいう。</u> 7 <u>P T Sシステム</u> <u>本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等報告公表システムをいう。</u>	3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)
(法令等の遵守) 第 3 条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金商法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。	(法令等の遵守) 第 3 条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。
(適用除外) 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>金融商品取引所</u>が定める 1 売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。 2 (現行どおり) 3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>金商法第 2 条第 22 項</u>に規定する店頭デリバティブ取引により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。	(適用除外) 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>証券取引所</u>が定める 1 売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。 2 (省 略) 3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>有価証券店頭デリバティブ取引</u>により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。
(売買価格等の確認及び記録の保存) 第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認し、当該確認の記録を保存<u>しなければならない</u>。	(売買価格等の確認及び記録の保存) 第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認する<u>ものとし、当該確認の記録を保存するものとする</u>。
(売買の停止等) 第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 1 <u>金融商品取引所</u>が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合	(売買の停止等) 第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 1 <u>証券取引所</u>が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合

改 正 案	現 行
2 } ~ } 4 } (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	2 } ~ } 4 } (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略)
第 4 章 報告及び公表	第 4 章 報告及び公表
第 1 節 P T Sシステムを通じない取引所外 売買の報告及び公表	(新 設)
(売買等の報告)	(売買等の報告)
第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行ったときは、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムに入力する方法又は所定の報告書類に記載し提出する方法により、本協会に報告しなければならない。	第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行ったときは、 <u>申込み後5分以内に</u> 次の各号に掲げる事項を、本協会に報告しなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、 <u>遅滞なく本協会に報告するものとする。</u>
1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 申込みに係る価格（細則で定める申込みに係る価格であって、買いに係る申込みにあつては当該銘柄中最も高いものとし、売りに係る申込みにあつては当該銘柄中最も安いものをいう。） 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 2 会員は、取引所外売買が成立したときは、次の各号に掲げる事項を、 <u>報告公表システムに入力する方法又は所定の報告書類に記載し提出する方法により、</u> 本協会に報告しなければならない。	1 (省 略) 2 (省 略) 3 申込みに係る価格（買いに係る申込みにあつては、 <u>当該銘柄中最も高いものとし、売りに係る申込みにあつては、当該銘柄中最も安いものとする。</u> ）（細則で定める申込みに係る価格をいう。） 4 (省 略) 5 (省 略) 2 会員は、取引所外売買が成立したときは、 <u>売買成立後5分以内に</u> 次の各号に掲げる事項を、細則で定めるところにより、本協会に報告しなければならない。ただし、 <u>合理的な事由により当該報告が遅延する場合その他細則で定める場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。</u>
1 } ~ } 6 } (現行どおり) 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格 8 (現行どおり) 9 (現行どおり) 3 前2項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、 <u>遅滞なく本協会に報告するものとする。</u> 1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに行った申込み及び成立した売買	1 } ~ } 6 } (省 略) 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格 8 (省 略) 9 (省 略) (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>申込みを行ったとき又は売買が成立したときから 5 分以内</u> 2 <u>営業日の午後 5 時 00 分（半休日にあつては午後 1 時 00 分）から午後 11 時 59 分までに成立した取引所売買及び休業日に成立した取引所売買の報告</u> <u>翌営業日の午前 8 時 10 分から午前 8 時 29 分まで</u> 3 <u>営業日の午前 0 時 00 分から午前 8 時 09 分までに成立した取引所売買の報告</u> <u>営業日の午前 8 時 30 分から午前 9 時 00 分まで</u> （ 削 る ） （売買等の報告の訂正・取消し） 第 8 条 会員は、<u>前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、報告公表システムを通じて又は所定の報告書類の提出により、速やかに行わなければならない。</u> 2 <u>会員は、前項に規定する申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより行い、売買の報告については、報告公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、前条第 2</u>	（認可会員が成立させた売買の報告に関する特例） 第 8 条 <u>私設取引システム運営業務の認可を受けた会員（以下本条において「認可会員」という。）が当該業務（以下本条において「認可業務」という。）により行った申込み及び成立させた取引所売買については、認可会員が前条の報告を行うものとし、認可会員以外の会員は当該申込み及び売買に係る前条の報告を行わないものとする。</u> 2 <u>認可会員は、認可業務により行った申込みについては前条第 1 項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、認可業務により成立させた取引所売買については前条第 2 項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、前条の報告を行った日に本協会に報告するものとする。</u> 3 <u>認可会員は、認可業務により成立させた取引所売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告するものとする。</u> （売買等の報告の訂正・取消し） 第 9 条 会員は、<u>第 7 条の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、細則で定めるところにより、すみやかに行うものとする。</u>

改 正 案	現 行
<u>項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</u> <u>3 前項の報告公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消しを行おうとする日の午後4時59分（半休日にあつては午後0時59分）までに行うものとし、午後5時（半休日にあつては午後1時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</u> （売買価格等の公表等） 第9条 （ 現行どおり ） 第2節 P T Sシステムを通じた取引所外売買の報告及び公表 （申込みの報告） 第10条 <u>認可会員は、認可業務において申込みを行う場合は、第7条第1項の規定による報告を、P T Sシステムを通じて、報告しなければならない。</u> <u>2 前項の報告は、申込み後5分以内に行わなければならない。ただし、午前0時00分から午前0時44分までの間に行った申込みについては、午前0時45分から午前0時49分までの間に報告しなければならない。</u> <u>3 第1項により報告した申込みを取り下げる場合には、P T Sシステムを通じて、その旨を報告しなければならない。</u> <u>4 午後11時59分までに報告した申込みを翌日午前0時45分以降も継続しようとする場合は、当該翌日午前0時45分以降すみやかに、改めて、P T Sシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。</u> <u>5 第6条の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に申込みを行う場合は、改めて、P T Sシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。</u> <u>6 P T Sシステムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事情により、第1項及び第3項の報告が行えない場合、所定の報告書類により報告しなければならない</u> （売買の報告） 第11条 <u>認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項の規定による報告を、P T Sシステムを通じて行わな</u>	（売買価格等の公表等） 第10条 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
なければならない。 <u>2 前項の報告は、売買成立後 5 分以内に行わなければならない。ただし、午前 0 時 00 分から午前 0 時 44 分までの間に成立した売買については、当該売買が成立した日の午前 0 時 45 分から午前 0 時 49 分までの間に報告しなければならない。</u> <u>3 前条第 6 項の規定は、売買の報告に準用する。</u> <u>4 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告しなければならない。</u>	
<u>(報告の訂正・取消し)</u>	(新 設)
<u>第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、P T S システムを通じて、すみやかに行わなければならない。</u> <u>2 前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取り消しを行う場合であって、売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、P T S システムに代えて、所定の報告書類により報告しなければならない。</u> <u>3 認可会員は、第 10 条第 6 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき報告書類により行った報告又は取消しを行おうとする場合は、所定の報告書類に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない。</u> <u>4 認可会員は、P T S システムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の報告書類に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当該報告書類によりすみやかに報告しなければならない。</u>	
<u>(認可会員以外の会員の報告の取扱い)</u>	(新 設)
<u>第 13 条 認可会員以外の会員は、認可会員が行う認可業務において申込み又は取引所外売買を行う場合には、第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告を行わないものとする。</u>	
<u>(売買価格及び申込みの公表)</u>	(新 設)
<u>第 14 条 本協会は、認可会員から第 10 条に</u>	

改 正 案	現 行
<u>基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、P T Sシステムのウェブサイトにおいて、すみやかに公表する。</u> <u>1 銘柄名</u> <u>2 申込みに係る売り又は買いの別</u> <u>3 申込みに係る価格</u> <u>4 申込みに係る数量</u> <u>5 申込みの時刻</u> <u>6 その他本協会が必要と認める事項</u> <u>2 本協会は、認可会員から第 11 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、P T Sシステムのウェブサイトにおいて、直ちに公表する。</u> <u>1 銘柄名</u> <u>2 売買価格</u> <u>3 売買数量</u> <u>4 売買成立日時</u> <u>5 その他本協会が必要と認める事項</u> <u>3 本協会は、前 2 項の公表に当たっては、認可会員間での比較が可能な形で行う。</u> <u>4 第 1 項及び第 2 項の公表を行ったのち、当該内容に修正が生じた場合は、本協会は直ちにこれを修正し、公表する。</u> <u>(P T Sシステム利用の届出)</u> <u>第 15 条</u> <u>認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、P T Sシステムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u> <u>2 前項の届出を行った認可会員が当該届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u> <u>3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、P T Sシステムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</u> <u>(P T Sシステム負担金)</u> <u>第 16 条</u> <u>認可会員は、P T Sシステムを通じて行った第 12 条及び第 13 条の規定に基づく報告に関し、本協会に対し、P T Sシステム負担金を支払わなければならない。</u> <u>(P T Sシステムの利用停止)</u> <u>第 17 条</u> <u>本協会は、投資者の保護及び P T Sシステムの管理運営に支障をきたすおそれが</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>あると認められる場合は、認可会員による P T S システムの利用を停止することができる。</u> 第 5 章 雑 則 （顧客への説明） 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について<u>説明しなければならない。</u> （取引所外売買担当者の届出） 第 19 条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	第 5 章 雑 則 （顧客への説明） 第 11 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けたときは、あらかじめ、当該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について<u>説明するものとする。</u> （取引所外売買担当者の届出） 第 12 条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。

「「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則」の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
<u>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則</u> （目的） 第 1 条 この細則は、<u>「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」</u>（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。 （ 削 る ）	<u>「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則」</u> （目的） 第 1 条 この細則は、<u>上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則</u>（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。 <u>（売買等の報告）</u> 第 2 条 会員は、規則第 7 条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 1 <u>取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム（以下「報告・公表システム」という。）（私設取引システム運営業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」（理事会決議）の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム）に規則第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法</u> 2 <u>所定の報告書類（以下「報告書類」という。）に規則第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより報告する方法</u> 2 <u>前項第 1 号に掲げる報告・公表システムによる報告は、当該システムの稼働時間（営業日の午前 8 時 10 分から午後 4 時 59 分（半休日は午後 0 時 59 分））内に限るものとする</u> 3 <u>規則第 7 条第 2 項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる時間帯において成立した取引所外売買の報告を行う場合とする。この場合、当該会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時間内に、一括して報告を行うものとする。</u> 1 <u>営業日の午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）から午後 11 時 59 分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告</u>

改 正 案	現 行
(削 除) 第 2 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は 1 投資口及び外国株預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第20号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 前項の規定は、規則第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格に準用する。	<u>翌営業日の午前 8 時10分から午前 8 時29 分まで</u> <u>2 営業日の午前 0 時から午前 8 時 9 分までに成立した取引所外売買の報告</u> <u>営業日の午前 8 時30分以降午前 9 時まで</u> (削 除) 第 3 条 規則第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格は、株券の場合は 1 株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は 1 口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は 1 証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は 1 口、外国投資証券の場合は 1 投資口及び外国株預託証券（証券取引法第 2 条第 1 項第10号の 3 に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は 1 証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 前項の規定は、規則第10条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格に準用する。 (報告の訂正・取消し) 第 4 条 <u>会員は、規則第 9 条の規定による売買等の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、申込みの報告については、報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、提出することにより行い、売買の報告については、報告・公表システム又は報告書類に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、規則第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を入力すること又は記載し、提出することにより行うものとする。</u> <u>2 前項の報告・公表システムにより行う売買の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取</u>

改 正 案	現 行
(売買価格等の公表等) 第 3 条 本協会は、規則第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、<u>報告公表システム</u>の外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。 2 規則第 9 条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、<u>報告公表システム</u>の稼働時間中に<u>報告公表システム</u>を利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時00分までに、<u>報告公表システム</u>の稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時00分までに、<u>報告公表システム</u>又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。 (売買価格等の公表等に関する特例) 第 4 条 規則第 9 条第 2 項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第 7 条第 2 項の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時00分とする。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	<u>消しを行おうとする日の午後 4 時59分（半休日にあつては午後 0 時59分）までに行うものとし、午後 5 時（半休日にあつては午後 1 時）以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。</u> (売買価格等の公表等) 第 5 条 本協会は、規則第10条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、<u>報告・公表システム</u>の外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。 2 規則第10条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、<u>報告・公表システム</u>の稼働時間中に<u>同システム</u>を利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時までに、<u>報告・公表システム</u>の稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時までに、<u>報告・公表システム</u>又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。 (売買価格等の公表等に関する特例) 第 6 条 規則第10条第 2 項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第 7 条第 2 項の報告を受けた日の翌営業日の午後 4 時とする。

「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第 14 号）の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
有価証券の引受け等に関する規則 （目的） 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ } （ 現 行 ど お り ） ～ } ハ } 二 優先出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。） ホ 不動産投資信託証券（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。） 2 社債券 金商法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）をいう。 3 } （ 現 行 ど お り ） ～ } 5 } 6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が金商法の規定により提出する財務計算に	「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第 14 号） （目的） 第 1 条 この規則は、会員が本邦内において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が本邦内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ } （ 省 略 ） ～ } ハ } 二 優先出資証券（証券取引法（以下「証取法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号の 2 に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。） ホ 不動産投資信託証券（証取法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 7 号の 2 に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。） 2 社債券 証取法第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）をいう。 3 } （ 省 略 ） ～ } 5 } 6 監査人 引受審査の対象となる有価証券の発行者が証取法の規定により提出する財務計算に

改 正 案	現 行
関する書類について、同法第 193 条の 2 に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。 7 (現行どおり) 8 引受会員 金商法第 2 条第 6 項に規定する引受人となる会員をいう。 9 (現行どおり) 10 (現行どおり) 11 上場発行者 国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。 12 新規公開 上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の取引所金融商品市場への上場をいう。 13 } ~ } (現行どおり) 15 }	関する書類について、同法第 193 条の 2 に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。 7 (省 略) 8 引受会員 発行者又は売出人との間で有価証券の元引受契約を締結する会員をいう。 9 (省 略) 10 (省 略) 11 上場発行者 国内の証券取引所市場に上場されている有価証券の発行者をいう。 12 新規公開 上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の証券取引所市場への上場をいう。 13 } ~ } (省 略) 15 }
(検査又は監査の実施) 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(検査又は監査の実施) 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行うものとする。 1 (省 略) 2 (省 略)
(適切な引受審査) 第 9 条 (現行どおり) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。 1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 金商法第 25 条第 1 項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。) 5 (現行どおり)	(適切な引受審査) 第 9 条 (省 略) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、原則として、次に掲げる資料(優先出資証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定めるところにより、発行者から受領するものとする。 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 証取法第 25 条第 1 項各号に規定する書類(直近の財務情報が記載されているものに限る。) 5 (省 略)

改 正 案	現 行
3 } ~ } 6 } (現行どおり) (主幹事会員の交代等があった場合の対応) 第 11 条 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた取引所金融商品市場の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。 (引受審査終了後の対応) 第 12 条 (現行どおり) 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、<u>主幹事会員</u>は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。 (社債券の引受審査項目) 第 15 条 (現行どおり) 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。 3 (現行どおり) (ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査をいう。以下同じ。)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議	3 } ~ } 6 } (省 略) (主幹事会員の交代等があった場合の対応) 第 11 条 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた<u>証券取引所</u>の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。 (引受審査終了後の対応) 第 12 条 (省 略) 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の当該発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、<u>当該会員</u>は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。 (社債券の引受審査項目) 第 15 条 (省 略) 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(証取法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。)による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。 1 各社債の金額が 1 億円以上であること。 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。 3 (省 略) (ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

改 正 案	現 行
するものとする。 2 (現行どおり) (オーバーアロットメント) 第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの<u>国内</u>における予定数量の 15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの<u>国内</u>における予定数量の合計の 15%を限度とする。 2 } ~ } (現行どおり) 4 } (配分の公平化) 第 24 条 (現行どおり) 2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則</u>」に基づき適正に行わなければならない。 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、<u>親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。）</u>を行ってはならない。なお、<u>親引け</u>を行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。 1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として従業員持株会を対象とするとき。 5 (現行どおり) 4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、<u>親引け</u>を行ってはならない。	(省 略) 2 (省 略) (オーバーアロットメント) 第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの<u>本邦内</u>における予定数量の 15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの<u>本邦内</u>における予定数量の合計の 15%を限度とする。 2 } ~ } (省 略) 4 } (配分の公平化) 第 24 条 (省 略) 2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について</u>」(<u>理事会決議</u>)に基づき適正に行わなければならない。 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、<u>発行者が指定する販売先への売付け（いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。）</u>を行ってはならない。なお、<u>発行者が指定する販売先への売付け</u>を行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度として従業員持株会を対象とするとき 5 (省 略) 4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、<u>発行者が指定する販売先への売付け</u>を行ってはならない。

改 正 案	現 行
1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（<u>投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号</u>に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者 5 前号に掲げる者が<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者 6 第4号に掲げる者が<u>資産の流動化に関する法律</u>第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者 5 (現行どおり)	1 } ~ } (省 略) 3 } 4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（<u>投資信託法第14条第1項</u>に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又は譲渡することに合意している者 5 前号に掲げる者が「<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者 6 第4号に掲げる者が「<u>資産の流動化に関する法律</u>」第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者 5 (省 略)
(引受けの報告等) 第26条 (現行どおり) 2 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「<u>代表引受会員</u>」という。）がこれを行うことができる。 (海外発行についての準用) 第28条 我が国の発行者が<u>外国</u>において株券等の募集又は売出しを行う場合には、<u>代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員</u>は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社（<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第184条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。</u>）による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。	(引受けの報告等) 第26条 (省 略) 2 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「<u>代表証券会社</u>」という。）がこれを行うことができる。 (海外発行についての準用) 第28条 本邦発行者が<u>本邦以外</u>において株券等の募集又は売出しを行う場合には、<u>代表証券会社又は本邦における主たる斡旋証券会社である会員</u>は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社（<u>会員（外国証券会社である会員を除く。）にあっては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（以下「<u>自己資本府令</u>」という。）第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいい、外国証券会社にあっては、外国証券業者に関する内閣府令第38条において準用する自己資本府令第1条第2項に定める関係会社である外国法人をいう。</u>）による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。

改 正 案	現 行
3 (現行どおり) (この規則の一部の適用除外) 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3 項及び第 4 項 4 } (現行どおり) ~ } 7 } 8 <u>新規公開に際して行う株式、優先出資証券又は不動産投資信託証券の売出し</u> 第 21 条 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	3 (省 略) (この規則の一部の適用除外) 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3 項及び第 4 項 4 } (省 略) ~ } 7 } (新 設)

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（新規公開における引受審査項目の細目） 第 5 条 規則第 13 条第 2 項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 （ 現行どおり ） 2 企業経営の健全性及び独立性 イ 関連当事者（<u>金融商品取引所</u>が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。）との取引の必要性、取引条件の妥当性 □ （ 現行どおり ） ハ （ 現行どおり ） 3 } （ 現行どおり ） ～ } 8 } 2 規則第 13 条第 2 項に規定する不動産投資信託証券（投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ 投資法人、<u>資産運用会社</u>及びその親会社等の事業の適法性及び社会性 □ 投資法人の執行役員、<u>資産運用会社</u>の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識 ハ （ 現行どおり ） ニ （ 現行どおり ） 2 資産運用の健全性 イ <u>資産運用会社</u>及びその親会社等との関係 □ <u>資産運用会社</u>、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制 ハ （ 現行どおり ） ニ （ 現行どおり ） 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ 投資法人の執行役員及び<u>資産運用会社</u>の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（委員会設置会社の場合には、代	（新規公開における引受審査項目の細目） 第 5 条 規則第 13 条第 2 項に規定する株券及び優先出資証券の新規公開において行う募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 （ 省 略 ） 2 企業経営の健全性及び独立性 イ 関連当事者（<u>証券取引所</u>が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。）との取引の必要性、取引条件の妥当性 □ （ 省 略 ） ハ （ 省 略 ） 3 } （ 省 略 ） ～ } 8 } 2 規則第 13 条第 2 項に規定する不動産投資信託証券（投資法人が発行するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の新規公開に際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。 1 公開適格性 イ 投資法人、<u>投資信託委託業者</u>及びその親会社等の事業の適法性及び社会性 □ 投資法人の執行役員、<u>投資信託委託業者</u>の経営者及びその親会社等の経営者における法令遵守やリスク管理等に対する意識 ハ （ 省 略 ） ニ （ 省 略 ） 2 資産運用の健全性 イ <u>投資信託委託業者</u>及びその親会社等との関係 □ <u>投資信託委託業者</u>、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制 ハ （ 省 略 ） ニ （ 省 略 ） 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 イ 投資法人の執行役員及び<u>投資信託委託業者</u>の代表取締役、取締役及び取締役会の責任遂行（委員会設置会社の場合に

改 正 案	現 行
表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況 □ 投資法人の監督役員及び<u>資産運用会社</u>の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況 ハ 資産運用会社の内部管理体制(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 適正な開示 イ 投資法人及び<u>資産運用会社</u>の法定開示制度及び適時開示制度への適応力 □ (現行どおり) ハ (現行どおり)	は、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況 □ 投資法人の監督役員及び<u>投資信託委託業者</u>の監査役及び監査役会の責任遂行並びに内部監査機能(委員会設置会社の場合には、取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の責任遂行並びに内部監査機能をいう。)の状況 ハ 投資信託委託業者の内部管理体制(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況 4 (省 略) 5 (省 略) 6 適正な開示 イ 投資法人及び<u>投資信託委託業者</u>の法定開示制度及び適時開示制度への適応力 □ (省 略) ハ (省 略)
(資金使途の内容の公表)	(資金使途の内容の公表)
第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。 2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、<u>主幹事会員は、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請しなければならない。</u>ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。	第 8 条 規則第 17 条第 1 項に規定する発表資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記者発表資料とする。ただし、「<u>店頭有価証券に関する規則</u>」(<u>公正慣習規則第 1 号</u>)第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集にあつては、同条第 3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出書の提出を要する場合にあつては目論見書)をもって当該発表資料とする。 2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の使途の変更又は調達資金の充当がある場合において、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当があつたときにはその都度公表を行うよう要請するものとし、併せて、調達資金の充当状況については決算短信に記載することにより公表を行うよう要請するものとする。ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の払込日から 5 年を経過した後はこの限りでない。
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(株価推移等の公表)	(株価推移等の公表)
第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額をいう	第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>」第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額

改 正 案	現 行
ものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。	をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券及び不動産投資信託証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 11 条第 3 号において「潜在株式数」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。
（配分の公平化） 第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、<u>外国</u>において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 (現行どおり) 6 規則第 24 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、<u>外国</u>においてこれに相当するものを含むものとする。	（配分の公平化） 第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、<u>本邦以外</u>において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 (省 略) 6 規則第 24 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、<u>本邦以外</u>においてこれに相当するものを含むものとする。
（海外発行についての準用） 第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、<u>我が国</u>の発行者の<u>外国</u>における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。	（海外発行についての準用） 第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、<u>本邦</u>発行者の<u>本邦以外</u>における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則 第 1 章 総 則 （目的） 第 1 条 この規則は、金融商品取引法第 35 条第 1 項第 7 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員が予め選定した銘柄に係る金融商品取引所の定める 1 売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の証券保管振替制度（以下「保振制度」という。）を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （遵守事項） 第 2 条 会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている金融商品取引所、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。 （契約の締結） 第 3 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 前 2 項にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。 4 会員は、第 2 項の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該約款を	「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議） 第 1 章 総 則 1. 目 的 この理事会決議は、証券取引法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資（以下「株式累積投資」という。）及び会員が予め選定した銘柄に係る証券取引所又は証券業協会の定める 1 売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の証券保管振替制度（以下「保振制度」という。）を利用して行う定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」という。）に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 2. 遵守事項 会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている証券取引所、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。 3. 契約の締結 — （ 省 略 ） — （ 省 略 ） — 前 2 号にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。 — 会員は、— の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、

改 正 案	現 行
交付したものとみなす。	当該会員は、当該約款を交付したものとみなす。
第2章 株式累積投資	第2 株式累積投資
(買付の方法等)	4. 買付の方法等
第4条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 1 取引所金融商品市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行う。 2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場の価格に基づき、継続的に行う。 3 前号に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格とする。	顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 — 取引所有価証券市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行うものとする。 — 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場の価格に基づき、継続的に行うものとする。 — 上記の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。
(払込金額)	5. 払込金額
第5条 (現行どおり)	(省 略)
(売却)	6. 売 却
第6条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場における一定時の価格に基づき行わなければならない。 2 前項に規定する価格について、取引所金融商品市場の価格に基づき決定する場合は、取引所金融商品市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならない。	— 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場における一定時の価格に基づき行うものとする。 — 上記の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。
(株式累積投資の自己分に係る区分管理)	7. 株式累積投資の自己分に係る区分管理
第7条 会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理しなければならない。	— 会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理するものとする。

改 正 案	現 行
<u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。	— (省 略) — (省 略) — 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>証券取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。
第3章 株式ミニ投資	第3 株式ミニ投資
(株式ミニ投資に係る取引単位等)	8 . 株式ミニ投資に係る取引単位等
第 8 条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 <u>1</u> <u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。 <u>2</u> (現行どおり) <u>3</u> 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。	会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 — <u>証券取引所</u>の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。 — (省 略) — 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、<u> </u>の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。
(取扱い対象銘柄)	9 . 取扱い対象銘柄
第 9 条 会員は、<u>取引所金融商品市場</u>に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。	会員は、<u>証券取引所</u>に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。
(取引形態)	10 . 取 引 形 態
第 10 条 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客又は他の会員を相手方とする売買の方法により<u>行わなければならない</u>。ただし、顧客からの注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発行する株券であるときは、代理又は自社が指定する他の会員(以下「指定会員」という。)との間における媒介により<u>執行しなければならない</u>。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法により他の会員に執行させることができる。	— 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客又は他の会員を相手方とする売買の方法により<u>行うものとする</u>。ただし、顧客からの注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発行する株券であるときは、代理又は自社が指定する他の会員(以下「指定会員」という。)との間における媒介により<u>執行するものとする</u>。 — 前号の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法により他の会員に執行させることができる。

改 正 案	現 行
<u>3</u> 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に<u>応じてはならない</u>。ただし、<u>第1項ただし書きの規定</u>に基づく場合はこの限りでない。 <u>(株式ミニ投資の自己分に係る区分管理)</u> <u>第11条</u> } (現行どおり) <u>3</u> } <u>4</u> 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。 <u>(商品有価証券残高に係る取扱い)</u> <u>第12条</u> 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係る株券と次に掲げるものを相殺してはならない。 <u>1</u> } (現行どおり) <u>~</u> } <u>4</u> } <u>(共同計算取引の禁止)</u> <u>第13条</u> (現行どおり) <u>(約定日及び受渡日)</u> <u>第14条</u> (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり) <u>(約定価格)</u> <u>第15条</u> 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた<u>取引所金融商品市場</u>の価格に基づき決定しなければならない。 <u>2</u> 前項の約定価格について、<u>取引所金融商品市場</u>の価格に基づき決定する場合は、<u>取引所金融商品市場</u>の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならない。 <u>(保護預り口座との関係)</u> <u>第16条</u> 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第124条第1項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の1売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る寄託残高について	— 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外に<u>応じないものとする</u>。ただし、<u>— ただし書き</u>の規定に基づく場合はこの限りでない。 <u>11. 株式ミニ投資の自己分に係る区分管理</u> — } (省 略) <u>—</u> } — 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、<u>証券取引所</u>の定める1売買単位で行わなければならない。 <u>12. 商品有価証券残高に係る取扱い</u> 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係る株券と次に掲げるものを相殺してはならない。 — } (省 略) <u>~</u> } <u>—</u> } <u>13. 共同計算取引の禁止</u> (省 略) <u>14. 約定日及び受渡日</u> — (省 略) — (省 略) <u>15. 約定価格</u> — 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた<u>取引所有価証券市場</u>の価格に基づき決定するものとする。 — <u>上記</u> の約定価格について、<u>取引所有価証券市場</u>の価格に基づき決定する場合は、<u>取引所有価証券市場</u>の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。 <u>16. 保護預り口座との関係</u> — 会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業年度の末日等会社法第124条第1項に基づく権利確定日(以下「確定日」という。)において当該銘柄の1売買単位に到達した顧客の株式ミニ投資に係る寄託残高につい

改 正 案	現 行
は、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管<u>しなければならない</u>。 <u>2</u> 会員は、<u>前項の取扱いの対象とした株券</u>については、<u>株式ミニ投資約款の対象から除外し</u>、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない。 <u>3</u> 会員は、株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託してはならない。	ては、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管<u>するものとする</u>。 — 会員は、<u>__の取扱いの対象とした株券</u>については、<u>株式ミニ投資約款を解除するものとし</u>、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない<u>ものとする</u>。 — 会員は、株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託することはできない<u>ものとする</u>。
第4章 雑 則	第4 雑 則
<u>(売買規制の準用)</u>	<u>17. 売買規制の準用</u>
第17条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、<u>金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない</u>。	会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、<u>証券取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない</u>。
<u>(社内規程の整備)</u>	<u>18. 社内規程の整備</u>
第18条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整備<u>しなければならない</u>。	会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整備<u>するものとする</u>。
付 則	
この改正は、平成19年9月30日から施行する。	

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正について
(案)

平成 19 年 8 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則 (目的) 第 1 条 この規則は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 (公平な配分) 第 2 条 (現行どおり) (新規公開の際の一部抽選) 第 3 条 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。 $\left. \begin{array}{l} \frac{1}{\sim} \\ 6 \end{array} \right\}$ (現行どおり) (集中配分及び不公正配分の禁止) 第 4 条 (現行どおり) (配分の基本方針の策定及び公表) 第 5 条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。 2 前項に規定する基本方針には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。	「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議) この理事会決議は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第 14 号)第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。 1. 公平な配分 (省 略) 2. 新規公開の際の一部抽選 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の 10% 以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。 $\left. \begin{array}{l} \text{—} \\ \sim \\ \text{—} \end{array} \right\}$ (省 略) 3. 集中配分及び不公正配分の禁止 (省 略) 4. 配分の基本方針の策定及び公表 — 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。 — 基本方針には、次に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。

改 正 案	現 行
$\left. \begin{array}{l} 1 \\ \sim \\ 6 \end{array} \right\}$ (現行どおり) 3 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知<u>しなければならない</u>。 4 (現行どおり) (社内規則の制定) 第 6 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守<u>しなければならない</u>。 2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。 $\left. \begin{array}{l} 1 \\ \sim \\ 13 \end{array} \right\}$ (現行どおり) 3 協会員は、社内規則を本協会へ<u>届け出なければならない</u>。 (社内管理体制の充実) 第 7 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行わなければならない</u>。 (記録の保存等) 第 8 条 協会員は、外部の監査及び検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存<u>しなければならない</u>。 $\left. \begin{array}{l} 1 \\ 2 \end{array} \right\}$ (現行どおり) $\left. \begin{array}{l} 3 \\ 2 \end{array} \right\}$ 3 前条に規定する検査結果に関する記録 2 協会員は、前項各号に掲げる記録について、本協会が行う提出請求又は監査に<u>応じなければならない</u>。 (配分状況の公表) 第 9 条 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告<u>しなければならない</u>。 2 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を <u>1 か月毎</u>に取りまと	$\left. \begin{array}{l} \text{—} \\ \sim \\ \text{—} \end{array} \right\}$ (省 略) — 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知<u>するものとする</u>。 — (省 略) 5 . 社内規則の制定 — 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則（以下「社内規則」という。）を作成し、これを遵守<u>するものとする</u>。 — 社内規則には、次に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。 $\left. \begin{array}{l} \text{—} \\ \sim \\ \text{—} \end{array} \right\}$ (省 略) — 協会員は、社内規則を本協会へ<u>届け出るものとする</u>。 6 . 社内管理体制の充実 — 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行うものとする</u>。 7 . 記録の保存等 — 協会員は、外部の監査・検査等が適切に行われるよう次に掲げる記録を 5 年間保存<u>するものとする</u>。 $\left. \begin{array}{l} \text{—} \\ \text{—} \end{array} \right\}$ (省 略) — <u>上記 6 . の検査結果に関する記録</u> — 協会員は、<u>上記</u> の記録について、本協会が行う提出請求又は監査に<u>応じるものとする</u>。 8 . 配分状況の公表 — 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告<u>するものとする</u>。 — 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を<u>一か月毎</u>に取りま

改 正 案	現 行
め、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告<u>しなければならない</u>。 <u>3</u> 本協会は<u>前2項</u>により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	とめ、分析の上、所定の様式により、払込期日の属する月の翌々月に本協会へ報告<u>するものとする</u>。 — 本協会は<u>上記 及び</u>により報告を受けた配分の状況を、定期的に公表する。

「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について
（案）

平成19年8月17日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<u>株券等の貸借取引の取扱いに関する規則</u> <u>（目的）</u> 第 1 条 この規則は、会員が行う株券等の貸借取引に関し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等について必要な事項を定め、株券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 <u>（法令・規則等の遵守）</u> 第 2 条 会員は、取引相手方（他の会員を含む。以下同じ。）との間で、株券等貸借取引を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金融商品取引法（以下「金商法」という。）</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。 <u>（定義）</u> 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（<u>金商法第2条第1項第20号</u>に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）	<u>「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）</u> この理事会決議は、会員が行う株券等の貸借取引（以下「株券等貸借取引」という。）に関し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等について必要な事項を定め、株券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 1．法令・規則等の遵守 会員は、取引相手方（他の会員を含む。以下同じ。）との間で、株券等貸借取引を行うに当たっては、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。 2．定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 — 株 券 等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の<u>証券取引所</u>に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（<u>証券取引法第2条第1項第10号の3</u>に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）

改 正 案	現 行
<u>2</u> } <u>~</u> } (現行どおり) <u>10</u> } <u>11</u> } 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ <u>第7条第2項第1号</u>に規定する株券、<u>同項第7号</u>に規定する新株予約権付社債券（同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。）<u>同項第8号</u>に規定する交換社債券並びに<u>同項第14号</u>に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されているもの 国内の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格（国内の<u>取引所金融商品市場</u>において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段） ロ <u>第7条第2項第14号</u>に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価 ハ イからロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値 ニ イからハに掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されているもの 国内の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格（国内の<u>取引所金融商品市場</u>において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段） ホ イからニに掲げる有価証券以外の有価証券等 合理的かつ適正な価格又は気配値 （株券等貸借取引に関する説明及び確認） 第4条 会員は、顧客（<u>特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。）及び金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定</u>	<u>—</u> } <u>~</u> } (省 略) <u>—</u> } <u>—</u> } 時 価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ <u>6. —</u>に規定する株券、<u>6. —</u>に規定する新株予約権付社債券（同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。）<u>6. —</u>に規定する交換社債券並びに<u>6. —</u>に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の<u>証券取引所</u>に上場されているもの 国内の<u>証券取引所</u>における最終価格（国内の<u>証券取引所</u>において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段） ロ <u>6. —</u>に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価 ハ イからロに掲げる有価証券以外の有価証券のうち本協会が売買参考統計値を発表するもの 本協会が発表する売買参考統計値のうち平均値 ニ イからニに掲げる有価証券以外の有価証券のうち国内の<u>証券取引所</u>に上場されているもの 国内の<u>証券取引所</u>における最終価格（国内の<u>証券取引所</u>において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段） ホ イからホに掲げる有価証券以外の有価証券等 合理的かつ適正な価格又は気配値 3. 株券等貸借取引に関する説明及び確認 <u>—</u> 会員は、顧客（<u>証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。</u>）から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の事項に関して

改 正 案	現 行
に基づき特定投資家とみなされる者をいう。 以下同じ。)及びこれに相当する外国の法人 その他の団体を除く。以下「個人投資家等」 という。)から株券等を借り入れる場合は、 あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各 号に掲げる事項に関して説明しなければならない。	説明しなければならない。
1 } (現行どおり) ~ } 4 } 2 (現行どおり)	— } (省 略) ~ } — } (省 略)
(株券等貸借取引契約の締結)	4. 株券等貸借取引契約の締結
第 5 条 会員は、株券等貸借取引を開始する ときは、あらかじめ取引相手方との間におい て、株券等貸借取引に関する基本契約書(以 下「基本契約書」という。)を取り交わす とともに、当該契約書を整理及び保管しなけ ばならない。	— 会員は、株券等貸借取引を開始する ときは、あらかじめ取引相手方との間におい て、株券等貸借取引に関する基本契約書 (以下「基本契約書」という。)を取り交 わすとともに、当該契約書を整理、保管す るものとする。
2 会員は、前項に規定する基本契約書に基づ き、株券等を借り入れる場合は、その都度、 取引相手方との間において、株券等貸借取引 に関する基本契約書に係る個別取引契約書 (以下「個別取引契約書」という。)を取り 交わし、又は貸出者に対し、有価証券借用証 書(以下「借用証書」という。)を差し入れ なければならない。ただし、当該貸出者との 間において株券等貸借取引に関する基本契約 書に係る合意書(以下「合意書」という。)を 取り交わした場合には、株券等貸借取引に 関する基本契約書に係る個別取引明細書(以 下「個別取引明細書」という。)の交付をも って、個別取引契約書に代えることができる。	— 会員は、前記 の基本契約書に基づき、 株券等を借り入れる場合は、その都度、取 引相手方との間において、株券等貸借取引 に関する基本契約書に係る個別取引契約書 (以下「個別取引契約書」という。)を取り 交わすものとし、若しくは貸出者に対 し、有価証券借用証書(以下「借用証書」 という。)を差し入れるものとする。ただ し、当該貸出者との間において株券等貸借 取引に関する基本契約書に係る合意書(以 下「合意書」という。)を交換した場 合には、株券等貸借取引に関する基本契約書 に係る個別取引明細書(以下「個別取引明細 書」という。)の交付をもって、個別取引 契約書に代えることができる。
3 会員は、第 1 項に規定する基本契約書に基づ き、株券等を貸し付ける場合は、個別取引 契約書を取り交わし、又は借入者から借用証 書を受け入れなければならない。ただし、当 該借入者との間において合意書を交換した場 合には、個別取引明細書の交付をもって、個 別取引契約書に代えることができる。	— 会員は、前記 の基本契約書に基づき、 株券等を貸し付ける場合は、個別取引契約 書を取り交わすものとし、又は借入者から 借用証書を受け入れるものとする。ただ し、当該借入者との間において合意書を交 換した場合には、個別取引明細書の交付を もって、個別取引契約書に代えることが できる。
4 会員は、第 1 項に規定する基本契約書に は、次の各号に掲げる事項を記載しなければ ならない。	— 会員は、前記 の基本契約書には、次の 各号に掲げる事項を記載するものとする。
1 } (現行どおり) ~ } 11 }	— } (省 略) ~ } — }

改 正 案	現 行
5 第2項及び第3項に規定する個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 1 ～ 8 （ 現行どおり ） 6 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。 7 会員は、第2項及び第3項に規定する個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」（以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。）に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。 8 会員は、第1項から第3項に規定する基本取引契約書及び個別取引契約書（以下本条において「<u>契約書</u>」という。）の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の取り交わし（以下本条において「<u>契約書の取り交わし等</u>」という。）に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。 9 前項の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。	— 前記 及び の個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 — } （ 省 略 ） — 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管するものとする。 — 会員は、前記 及び の規定による個別取引明細書の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて</u>」（<u>理事会決議</u>）に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。 — 会員は、前記 から の規定による基本取引契約書及び個別取引契約書（以下4.において「<u>契約書</u>」という。）の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の交換（以下4.において「<u>契約書の取り交わし等</u>」という。）に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。 — 前記 の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。
（担保金等の受入）	5. 担保金等の受入
第6条 （ 現行どおり ）	（ 省 略 ）
2 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人	— 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、

改 正 案	現 行
投資家等から担保の差入れを必要としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を<u>差入れなければならない</u>。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明<u>しなければならない</u>。 <u>3</u> 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することができる。 <u>4</u> 会員は、第2項の規定による個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の書面（以下「株券等貸借取引無担保確認書」という。）の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、株券等貸借取引無担保確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該確認書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。 <u>5</u> 前項の規定に基づき株券等貸借取引無担保確認書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方である個人投資家等から株券等貸借取引無担保確認書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方である個人投資家等に株券等貸借取引無担保確認書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。	当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を<u>差入れるものとする</u>。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明するものとする。 — 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することができる<u>ものとする</u>。 （ 新 設 ） （ 新 設 ）
（担保金の代用） 第7条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管<u>しなければならない</u>。 <u>2</u> 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。	6．担保金の代用 — 5．及び7．の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管<u>するものとする</u>。 — 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、<u>次</u>に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。

改 正 案	現 行
1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。<u>第3条第11号イに同じ。</u>） <u>100分の80</u> （ 削 る ） 2 国債証券（<u>金商法第2条第1項第1号に掲げる国債証券をいう。</u>） <u>100分の95</u> 3 地方債証券（<u>金商法第2条第1項第2号に掲げる地方債証券をいい、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業（金商法第28条第8項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う金商品取引業者により締結されたものに限る。</u>） <u>100分の85</u> 4 特別の法律により法人の発行する債券（<u>金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。</u>） イ （ 現行どおり ） ロ （ 現行どおり ） 5 特定社債券（<u>金商法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。</u>） <u>100分の85</u> 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券（<u>金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。</u>）又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） <u>100分の85</u> 7 国内の取引所金融商品市場に上場されている新株予約権付社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） <u>100分の80</u> （ 削 る ） 8 国内の取引所金融商品市場に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。） <u>100分の80</u> 9 国内の取引所金融商品市場に上場されて	— 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。<u>2 . イに同じ。</u>） <u>100分の70</u> <u>削 除</u> — 国債証券 <u>100分の95</u> — 地方債証券（その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） <u>100分の85</u> — 特別の法律により法人の発行する債券 イ （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ） — 特定社債券（<u>証券取引法第2条第1項第3号の2に掲げる有価証券</u>） <u>100分の85</u> — 国内の証券取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） <u>100分の85</u> — 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） <u>100分の80</u> <u>削 除</u> — 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） <u>100分の80</u> — 国内の証券取引所に上場されている円

改 正 案	現 行
いる円貨建外国国債証券 100分の85 <u>10</u> 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の85 <u>11</u> (現行どおり) <u>12</u> (現行どおり) <u>13</u> 第9号から前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除き、国内の取引所金融商品市場に上場されているものに限る。 100分の85 <u>14</u> 投資信託受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日(金融商品取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。) イ (現行どおり) ロ その他のもの <u>100分の80</u> <u>15</u> (現行どおり) <u>16</u> (現行どおり) <u>17</u> コマーシャル・ペーパー(海外において発行されたものを除く。) 100分の85 <u>18</u> } (現行どおり) ~ } <u>21</u> } <u>3</u> (現行どおり)	貨建外国国債証券 100分の85 — 国内の証券取引所に上場されている円貨建外国地方債証券 100分の85 — (省 略) — (省 略) — 前記 から に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除き、国内の証券取引所に上場されているものに限る。 100分の85 — 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。) イ (省 略) ロ その他のもの <u>100分の70</u> — (省 略) — (省 略) — コマーシャル・ペーパー(同上) 100分の85 — } (省 略) ~ } <u>23</u> } — (省 略)
(担保金等の追加受入等) 第 8 条 会員は、借入者に貸し付けている株券等の時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。ただし、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りでない。	7. 担保金等の追加受入等 会員は、借入者に貸し付けている株券等の時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。 なお、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りではない。
(受入担保金の適切な運用) 第 9 条 (現行どおり)	8. 受入担保金の適切な運用 (省 略)
(担保金等の返還) 第 10 条 会員は、貸借期間満了時に、取引相	9. 担保金等の返還 会員は、貸借期間満了時に、取引相手方か

改 正 案	現 行
手方から貸借対象株券等の返還を受けた後に、速やかに担保金等を当該取引相手方に返還しなければならない。 （貸借料の受入れ等） 第 11 条 会員が株券等の貸出を行った場合に取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。 2 会員が株券等の借入を行った場合に取引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方との合意により定めるものとする。 （貸借残高等の照合） 第 12 条 （ 現行どおり ） 2 前項に規定する残高照合を行う場合において、貸借対象株券等、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。 （節度ある利用） 第 13 条 （ 現行どおり ） （新規の株券等貸借取引の禁止） 第 14 条 会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次の各号に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行ってはならない。 1 既取引に係る受渡未済等、会員に立替金があるとき。 2 担保金が未入となっているとき。 3 取引状況その他から不適当と認められるとき。 （社内規程の制定） 第 15 条 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定しなければならない。 （社内管理体制の充実） 第 16 条 会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。	ら貸借対象株券等の返還を受けた後に、速やかに担保金等を当該取引相手方に返還するものとする。 10．貸借料の受入れ等 — 会員は、株券等の貸出を行った場合に取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取引相手方との合意によるものとする。 — 会員は、株券等の借入を行った場合に取引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方との合意によるものとする。 11．貸借残高等の照合 — （ 省 略 ） — 前記 の残高照合を行う場合において、貸借対象株券等、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。 12．節度ある利用 — （ 省 略 ） 13．新規の株券等貸借取引の禁止 会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行わないものとする。 — 既取引に係る受渡未済等、会員に立替金があるとき — 担保金が未入となっているとき — 取引状況その他から不適当と認められるとき 14．社内規程の制定 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。 15．社内管理体制の充実 会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

改 正 案	現 行
<u>(株券等貸借取引状況の報告及び公表)</u> 第 17 条 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分までの間に、所定の方法により本協会に報告しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により会員から報告された株券等貸借取引状況について、遅滞なく公表する。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	<u>16. 株券等貸借取引状況の報告及び公表</u> — 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分までの間に、所定の方法により本協会に報告するものとする。 — 本協会は、前記により会員から報告された株券等貸借取引状況について、遅滞なく公表するものとする。

「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<u>不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則</u> （目的） 第 1 条 この規則は、会員が上場株券等（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条 1 号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、<u>上場株券等の売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。</u> （ 削 る ） （委託取引に係る社内規則の制定） 第 2 条 会員は、顧客による上場株券等の売買に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 1 ～ 7 （ 現行どおり ） （顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握） 第 3 条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。 （売買審査） 第 4 条 会員は、第 2 条で定めた社内規則に基づき売買審査を行わなければならない。	<u>「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）</u> 1. 目 的 この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等（「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第 5 号第 2 条 1 号に定める上場株券等をいう。以下同じ。）の不公正取引を防止するための売買管理体制（以下「上場株券等の売買管理体制」という。）を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。 2. 上場株券等の売買管理体制の整備 会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の売買管理体制を整備するものとする。 ― 社内規則の制定 会員は、上場株券等の売買管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 ― } （ 省 略 ） ― 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握 会員は、上記で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング（顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。 ― 売買審査 会員は、上記で定めた社内規則に基づき、次の から に定める規定に従って売

改 正 案	現 行
<u>2</u> 会員は、前項に規定する売買審査を行う際の<u>売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行わなければならない。</u>ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができる。 <u>3</u> 前項ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、<u>前項本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更してはならない。</u> <u>4</u> 前2項により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて<u>売買審査を行わなければならない。</u> <u>5</u> 前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。	買審査を行うものとする。 ― 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該会員における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができる<u>ものとする。</u> ― <u>上記</u> <u>ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。）については、本協会が別に定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、本協会が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、上記</u> <u>本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。</u> ― <u>上記</u> <u>により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。</u> ― <u>上記</u> <u>に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。</u>
<u>（社内記録の作成、保存）</u>	― <u>社内記録の作成、保存</u>
<u>第5条</u> 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存<u>しなければならない。</u>	― 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。
<u>1</u> 第4条第3項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置	― <u>に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び顧客に対して行った措置</u>
<u>2</u> （ 現行どおり ）	― （ 省 略 ）

改 正 案	現 行																																																								
（社内規則の見直し等） 第 6 条 会員は、<u>第 2 条の規定により定めた社内規則について役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保しなければならない。</u> （自己売買に関する社内管理） 第 7 条 会員は、<u>前各条に基づく委託注文に関する社内管理のほか、自己の計算により行う売買についても、自社の業務内容や規模等を勘案し、適切に管理しなければならない。</u>	3．社内規則の見直し等 会員は、<u>上記 2．</u> で定めた社内規則について役職員に周知・徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。																																																								
（ 新 設 ）																																																									
別 表	別 表																																																								
売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表	売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表																																																								
売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について <u>行わなければならない。</u>	売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について <u>行うものとする。</u>																																																								
<table><tr><th></th><th>銘 柄</th><th></th><th>顧 客</th></tr><tr><td>1</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td><td>1</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td></tr><tr><td>2</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td><td>2</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td></tr><tr><td>3</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td><td>3</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td></tr><tr><td>4</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td><td>4</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td></tr><tr><td>5</td><td>当該会員が売買を行った全ての銘柄</td><td>5</td><td>金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客</td></tr><tr><td>6</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td><td>6</td><td>（ 現 行 ど お り ）</td></tr></table>		銘 柄		顧 客	1	（ 現 行 ど お り ）	1	（ 現 行 ど お り ）	2	（ 現 行 ど お り ）	2	（ 現 行 ど お り ）	3	（ 現 行 ど お り ）	3	（ 現 行 ど お り ）	4	（ 現 行 ど お り ）	4	（ 現 行 ど お り ）	5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	6	（ 現 行 ど お り ）	6	（ 現 行 ど お り ）	<table><tr><th></th><th>銘 柄</th><th></th><th>顧 客</th></tr><tr><td>1</td><td>（ 省 略 ）</td><td>1</td><td>（ 省 略 ）</td></tr><tr><td>2</td><td>（ 省 略 ）</td><td>2</td><td>（ 省 略 ）</td></tr><tr><td>3</td><td>（ 省 略 ）</td><td>3</td><td>（ 省 略 ）</td></tr><tr><td>4</td><td>（ 省 略 ）</td><td>4</td><td>（ 省 略 ）</td></tr><tr><td>5</td><td>当該会員が売買を行った全ての銘柄</td><td>5</td><td>証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客</td></tr><tr><td>6</td><td>（ 省 略 ）</td><td>6</td><td>（ 省 略 ）</td></tr></table>		銘 柄		顧 客	1	（ 省 略 ）	1	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）	5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客	6	（ 省 略 ）	6	（ 省 略 ）
	銘 柄		顧 客																																																						
1	（ 現 行 ど お り ）	1	（ 現 行 ど お り ）																																																						
2	（ 現 行 ど お り ）	2	（ 現 行 ど お り ）																																																						
3	（ 現 行 ど お り ）	3	（ 現 行 ど お り ）																																																						
4	（ 現 行 ど お り ）	4	（ 現 行 ど お り ）																																																						
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	金融商品取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客																																																						
6	（ 現 行 ど お り ）	6	（ 現 行 ど お り ）																																																						
	銘 柄		顧 客																																																						
1	（ 省 略 ）	1	（ 省 略 ）																																																						
2	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）																																																						
3	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）																																																						
4	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）																																																						
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客																																																						
6	（ 省 略 ）	6	（ 省 略 ）																																																						
（注） 1． （ 現 行 ど お り ） 2． <u>金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 13 号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</u> 3． 立会外売買（金融商品取引所	（注） 1． （ 省 略 ） 2． <u>証券取引法第 34 条第 2 項第 1 号の投資一任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</u> 3． 立会外売買（証券取引所の定																																																								

改 正 案	現 行
の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。) 及び取引所金融商品市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。) 及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成19年8月17日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則 （目的） 第 1 条 この規則は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （法令・諸規則等の遵守） 第 2 条 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この規則によるほか、<u>金融商品取引法</u>その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で<u>行わなければならない</u>。 （掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知） 第 3 条 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明しなければならない。 2 会員は、前項に規定する説明しなければならない事項について、<u>書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知しなければならない</u>。 （掛目の変更等にあたっての顧客への通知） 第 4 条 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に対して通知しなければならない。	「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議） 1. 目 的 この理事会決議は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率（以下「掛目」という。）を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合（以下「掛目の変更等」という。）の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 2. 法令・諸規則等の遵守 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この理事会決議によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で<u>行うこととする</u>。 3. 掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明するものとする。また、併せて、<u>書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知を行うものとする</u>。 4. 掛目の変更等にあたっての顧客への通知 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、以下の事項について、あらかじめ、顧客に対して通知するものとする。

改 正 案	現 行
$\left. \begin{array}{c} 1 \\ \sim \\ 4 \end{array} \right\} \quad (\text{ 現 行 ど お り })$ <u>(掛目の変更等にあたっての周知期間)</u> 第 5 条 前条第 2 号に規定する変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）については、<u>前条に規定する通知</u>を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、<u>前条に規定する通知</u>を行った日の翌営業日以降でなければならない。 <u>(社内規則の制定等)</u> 第 6 条 会員は、第 1 条から前条に掲げる内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行わなければならない</u>。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	$\left. \begin{array}{c} \text{—} \\ \sim \\ \text{—} \end{array} \right\} \quad (\text{ 省 略 })$ <u>5 . 掛目の変更等にあたっての周知期間</u> 上記 4 . の変更後の掛目の適用日（除外する場合は、その適用日）については、<u>上記 4 . の通知</u>を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とするものとする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから委託保証金としての適切な評価を行うことができないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、<u>上記 4 . による通知</u>を行った日の翌営業日以降でなければならないものとする。 <u>6 . 社内規則の制定等</u> 会員は、<u>上記 1 . から 5 . までの内容</u>について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行うものとする</u>。

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則 （目的） 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 取引制限 当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引（金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行わないこと（金商法第 166 条第 6 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる場合並びに金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 117 条第 1 項第 15 号の規定により法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所金融商品市場によらないで行う	「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議） （目的） 第 1 条 この理事会決議は、協会員が証券取引法（以下「法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集（法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正確保に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 取引制限 当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該プレ・ヒアリングの後当該募集を行わないこととなったことを通知されるまでの間における特定有価証券等（当該上場会社等の法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行わないこと（法第 166 条第 6 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる場合並びに法人関係情報の提供を受けた者の間において、取引所有価証券市場によらないで行う場合を除く。）をいう。

改 正 案	現 行
場合を除く。)をいう。 5 守秘義務 プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、<u>金商業等府令第117条第1項第15号イ(2)及びロ(2)</u>に規定するものをいう。 6 海外関連会社 <u>金商業等府令第177条第6項に定める協会の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）</u>である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。 7 法令遵守管理部門 <u>金商業等府令第117条第1項第15号イ(1)及びロ(1)</u>に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。 （プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認） 第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。 1 (現行どおり) 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者（個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者（個人であり、かつ、<u>同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）</u>を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。 3 } ~ } (現行どおり) 5 }	5 守秘義務 プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、<u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下「行為規制府令」という。）第4条第18号イ(2)及びロ(2)並びに金融機関の証券業務に関する内閣府令（以下「金融機関府令」という。）第21条第12号イ(2)及びロ(2)</u>に規定するものをいう。 6 海外関連会社 <u>協会員（外国証券会社である会員を除く。）にあっては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社（特別会員にあっては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）</u>である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、<u>外国証券会社である会員にあっては、外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人をいう。</u> 7 法令遵守管理部門 <u>行為規制府令第4条第18号イ(1)又は金融機関府令第21条第12号イ(1)</u>に規定する法令遵守管理に関する業務を行う部門をいう。 （プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認） 第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。 1 (省 略) 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者（個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者（個人であり、かつ、<u>第5条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）</u>を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。 3 } ~ } (省 略) 5 }

改 正 案	現 行
(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置) 第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。 イ } (現行どおり) ～ } (現行どおり) ホ } (現行どおり) 2 (現行どおり) 2 (現行どおり) (違反調査対象者等への対応) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知するものとする。 (留意事項等) 第 8 条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第 117 条第 1 項第 15 号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。 2 (現行どおり) (国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止) 第 9 条 協会員は、原則として、金商法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集(金商法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。 (社内規則の整備等)	(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置) 第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を第 4 条第 2 項又は第 3 項に準じて締結すること。 イ } (省 略) ～ } (省 略) ホ } (省 略) 2 (省 略) 2 (省 略) (違反調査対象者等への対応) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。)に通知するものとする。 (留意事項等) 第 8 条 協会員は、本理事会決議を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、法第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに行為規制府令第 4 条第 9 号及び金融機関府令第 21 条第 4 号の 3 で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。 2 (省 略) (国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止) 第 9 条 協会員は、原則として、法第 2 条第 8 項第 4 号に定める引受けを伴う国内における募集(法第 2 条第 3 項に定める募集及び会社法第 199 条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。 (社内規則の整備等)

改 正 案	現 行
第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。 (電磁的方法による契約等) 第 12 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本理事会決議を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。 (電磁的方法による契約等) 第 12 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、第 4 条第 3 項に規定する書面による通知に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成 19 年 8 月 17 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<u>協会員における注文管理体制の整備に関する規則</u> （目的） 第 1 条 この規則は、協会員が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買等（金融商品取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。 （社内規則の制定） 第 2 条 協会員は、注文管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 1 ～ 7 （買付代金又は売付有価証券の事前預託） 第 3 条 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めなければならない。 （注文内容の確認） 第 4 条 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認しなければならない。 （注文の発注制限） 第 5 条 協会員は、取引所金融商品市場への一の発注に関し、次の各号に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定しなければならない。	「<u>協会員における注文管理体制の整備について</u>」<u>理事会決議（自主規制会議決議）</u> 1. 目的 この理事会決議は、協会員が行う取引所有価証券市場における有価証券の売買等（証券取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。 2. 注文管理体制の整備 協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、注文管理体制を整備するものとする。 — 社内規則の制定 協会員は、注文管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 — ～ — （ 省 略 ） — 買付代金又は売付有価証券の事前預託 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。 — 注文内容の確認 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認するものとする。 — 注文の発注制限 協会員は、取引所有価証券市場への一の発注に関し、次に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定するものとする。

改 正 案	現 行
1 (現行どおり) 2 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等(<u>次条</u>に規定する管理者等をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限 (管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認) 第 6 条 協会員は、前条第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所金融商品市場への注文の発注を行う部店ごとに設置し、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行わなければならない。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができる。 (システム対応) 第 7 条 協会員は、第 5 条の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行わなければならない。 (適切な人員配置及び研修について) 第 8 条 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めなければならない。 (注文管理体制の充実) 第 9 条 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。	(省 略) 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等(<u> </u>に規定する管理者等をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限 <u> </u> 管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認 協会員は、<u>上記</u>の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店ごとに設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができる<u>ものとする</u>。 3 . システム対応 協会員は、<u>上記 2 .</u>の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を行う<u>ものとする</u>。 4 . 適切な人員配置及び研修について 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに<u>努めるものとする</u>。 5 . 注文管理体制の充実 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行う<u>ものとする</u>。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議）の一部改正について（案）

平成19年8月17日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則 （目的） 第1条 この規則は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 MSCB等 上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格（取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。 イ } ～ } (現行どおり) ニ } 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 観察期間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った	「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議（自主規制会議決議） （目的） 第1条 この理事会決議は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。 1 MSCB等 上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所有価証券市場における価格（取引所有価証券市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。 イ } ～ } (省 略) ニ } 2 (省 略) 3 (省 略) 4 観察期間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所有価証券市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った

改 正 案	現 行
以降に限る。)をいう。 5 市場売却 取引所金融商品市場の売買立会における 売付けをいう。 (観察期間における空売り価格) 第 6 条 M S C B等を保有している会員は、<u>金融商品取引法施行令</u>(以下「<u>金商法施行令</u>」という。)第 26 条の 4 第 4 項及び<u>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 14 条第 5 号</u>の規定に定めるところにより、自己の計算において、当該 M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該 M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(<u>金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該<u>金融商品取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格(<u>金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。 (観察期間における市場売却) 第 7 条 M S C B等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第 12 条において同じ。)会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該 M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の<u>取引所金融商品市場</u>における売買立会の終了すべき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前 15 分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前 15 分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはならない。 2 M S C B等を保有している会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>	以降に限る。)をいう。 5 市場売却 取引所有価証券市場の売買立会における 売付けをいう。 (観察期間における空売り価格) 第 6 条 M S C B等を保有している会員は、「<u>証券取引法施行令</u>」(以下「<u>証取法施行令</u>」という。)第 26 条の 4 第 4 項及び「<u>有価証券の空売りに関する内閣府令</u>」第 3 条第 5 号の規定に定めるところにより、自己の計算において、当該 M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該 M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格(<u>証取法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。)以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該<u>証券取引所</u>が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格(<u>証取法施行令第 26 条の 4 第 1 項</u>に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。 (観察期間における市場売却) 第 7 条 M S C B等を保有している(保有することを決定している場合を含む。以下本条及び第 12 条において同じ。)会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終値(最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。)を参照するものである場合には、当該 M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の<u>取引所有価証券市場</u>における売買立会の終了すべき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻までの間(以下「終了前 15 分間」という。)において、対象株券等の市場売却に係る発注(終了前 15 分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。)を行ってはならない。 2 M S C B等を保有している会員は、当該 M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>

改 正 案	現 行
の売買立会における終値以外の一定の時点の株価を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行うものとする。 3 M S C B等を保有している会員は、当該M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前 10 営業日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を 10 で除して得た数の 25%の数量（当該数量が 1 売買単位に満たない場合は 1 売買単位）を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。 4 M S C B等を保有している会員は、当該M S C B等の行使価額が、<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。	の売買立会における終値以外の一定の時点の株価を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行うものとする。 3 M S C B等を保有している会員は、当該M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前 10 営業日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を 10 で除して得た数の 25%の数量（当該数量が 1 売買単位に満たない場合は 1 売買単位）を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。 4 M S C B等を保有している会員は、当該M S C B等の行使価額が、<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。
（観察期間における規制の適用除外）	（観察期間における規制の適用除外）
第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 M S C B等の発行条件に、新株予約権等の行使価額が、発行決議日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の終値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付されていない場合 2 第 6 条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の<u>取引所金融商品市場</u>の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合	第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 M S C B等の発行条件に、新株予約権等の行使価額が、発行決議日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の終値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付されていない場合 2 第 6 条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合
（新株予約権等の行使制限）	（新株予約権等の行使制限）
第 9 条 会員は、M S C B等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約（以下「買取契約」という。）において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」という。）が当該M S C B等の発行の払込日時点における上場株式数（<u>金融商品取引</u>	第 9 条 会員は、M S C B等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約（以下「買取契約」という。）において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」という。）が当該M S C B等の発行の払込日時点における上場株式数（<u>証券取引所が</u>

改 正 案	現 行
所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。 1 } ~ } (現 行 ど お り) 3 } 4 当該会員が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券に係る<u>金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引</u>を行わないこと。 3 } ~ } (現 行 ど お り) 5 } 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 (現 行 ど お り) 2 (現 行 ど お り) 3 <u>取引所金融商品市場</u>において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間 4 新株予約権等の行使価額が発行決議日の<u>取引所金融商品市場の売買立会</u>における対象株券等の終値以上の場合 5 (現 行 ど お り) 7 (現 行 ど お り) (会員以外の者がMSCB等を買受ける場合の対応) 第10条 会員は、当該会員の関係会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項第1号の規定に該当する当該会員の親会社、同第2号の規定に該当する当該会員の子会社及び同第4号の規定に該当する当該会員の親会社の子会社をいう。以下同じ。)によるMSCB等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第4条に掲げる事項については、	当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 当該会員が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券に係る<u>有価証券店頭デリバティブ取引</u>を行わないこと。 3 } ~ } (省 略) 5 } 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>取引所有価証券市場</u>において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間 4 新株予約権等の行使価額が発行決議日の<u>取引所有価証券市場の売買立会</u>における対象株券等の終値以上の場合 5 (省 略) 7 (省 略) (会員以外の者がMSCB等を買受ける場合の対応) 第10条 会員は、当該会員の関係会社によるMSCB等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第4条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。

改 正 案	現 行
必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。 2 (現行どおり) (社内体制の整備) 第 12 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 M S C B 等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この規則に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。 付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	2 (省 略) (社内体制の整備) 第 12 条 (省 略) 2 (省 略) 3 M S C B 等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この理事会決議に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。

「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)の改正について(案)

平成19年8月17日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<u>店頭売買事故証券の処理に関する規則</u> (事故決済値段) 第9条 事故決済値段は、決済日の前日における取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。 2 (現状どおり) 付 則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。	<u>「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)</u> (事故決済値段) 第9条 事故決済値段は、決済日の前日における証券取引所の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。 2 (省略)

「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号)の改正について(案)

平成19年8月17日
(下線部分変更)

改 正 案	現 行
株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則 (配当金、新株式等の返還) 第2条 } ~ } (現行どおり) 4 } 5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の取引所金融商品市場における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。 6 (現行どおり) (有償払込新株式等の返還の特例) 第4条 有償払込の新株式等について、当該新株式等に対する払込みを行った譲渡会員は、払込後返還の請求が行われるまでの間に、当該新株式等の取引所金融商品市場における最低値段又は店頭売買の値段若しくは気配が払込金額を下ることのあったものについては、当該新株式等の返還の請求が行われた場合においても、第2条の規定にかかわらず、その返還に応じないことができる。ただし、当該新株式等の申込最終日までに払込金額に第2条第2項に定める書類を添付して返還の請求が行われた場合には、この限りでない。 付 則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。 (別表) (現行どおり) (注) 1 } ~ } (現行どおり) 3 } 4 別表における株式の時価の基準は、返還日前日の取引所金融商品市場	「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号) (配当金、新株式等の返還) 第2条 } ~ } (省 略) 4 } 5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の証券取引所における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。 6 (省 略) (有償払込新株式等の返還の特例) 第4条 有償払込の新株式等について、当該新株式等に対する払込みを行った譲渡会員は、払込後返還の請求が行われるまでの間に、当該新株式等の証券取引所における最低値段又は店頭売買の値段若しくは気配が払込金額を下ることのあったものについては、当該新株式等の返還の請求が行われた場合においても、第2条の規定にかかわらず、その返還に応じないことができる。ただし、当該新株式等の申込最終日までに払込金額に第2条第2項に定める書類を添付して返還の請求が行われた場合には、この限りでない。 (別表) (省 略) (注) 1 } ~ } (省 略) 3 } 4 別表における株式の時価の基準は、返還日前日の証券取引所における最終値

改 正 案	現 行
における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。	段又は店頭売買の値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。